



犬の手続きを忘れないに

水道管の凍結に注意

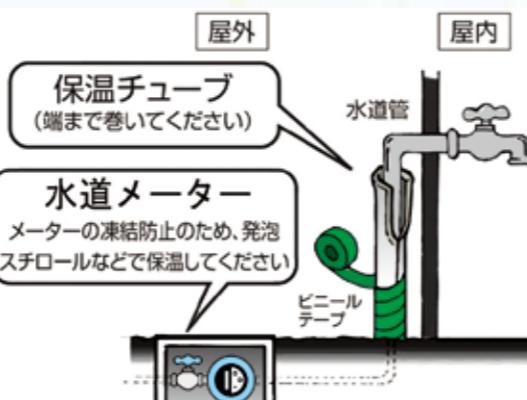
寒さが厳しくなると、水道管や水道メーター(量水器)・蛇口などが凍結して水が出なくなったり、破裂したりする事故が発生しやすくなります。水道管に十分な防寒対策をお願いします。

凍結・破裂が起きやすい場所

- ▷ 日当たりが悪い場所
- ▷ 北向きに設置され風当たりの強い場所
- ▷ 野外に配管され水道管が露出している場所

防寒方法 外蛇口には市販の保温材や古毛布などをビニールテープや紐でしっかりと縛付けます。また、市販の電熱式保温チューブを使用する方法もあります。メーターボックス内は発泡スチロールやビニール袋に古布などを入れて保温してください

その他 個人の敷地内で水道管の破裂や漏水が生じた場合は、市指定給水装置工事事業者に修理(有料)の依頼をしてください



問い合わせ 水道工務課(☎②1953)

年末のし尿くみ取り・淨化槽の清掃
12月になると、し尿のくみ取りや淨化槽清掃の申し込み

④2228)へ



詳細は市ホームページ(下記2次元コードを読み取り)を確認してください

その他 申告の内容 資産の種類・名称・取得年月・取得価格・耐用年数など
申告・問い合わせ 税務課(☎④2228)



春の優良自動車運転者表彰

問い合わせ 下水道課(☎④2327)

次に基準に該当し、表彰を希望する人は、12月1日以降に発行された無事故無違反証明書を添えて藤岡交通安全協会(下記2次元コードを読み取り)へ

問い合わせ 藤岡交通安全協会(☎④0075)・地域安全課(☎④2245)まで

持つてくる物 免許証・印鑑・書の手数料
その他 無事故無違反証明書の申請は、藤岡交通安全協会へ申請期限 令和8年1月19日(月)まで

合は、遡及して課税する場合があります
※耐用年数を超過している資産も申告が必要です
申告期限 8年2月2日(月)
対象となる資産 事業のため
に用いる有形の資産で、次
いすれかに該当する物
△構築物(広告看板・門扉・アスファルト舗装など)
△機械・装置(太陽光発電設備・土木建設用機械など)
△船舶△航空機△車両・運搬具(自動車税・軽自動車税の課税客体でないもの)
△工具・器具・備品(測定工具、家具、理・美容機器、事務用機器、パソコンなど)
△(下記2次元コードを読み取り)を確認してください

詳細は市ホームページ(下記2次元コードを読み取り)を確認してください

犬の飼い主は、次のような場合に環境課の窓口で手続きをする必要があります。
手続き ▷犬を飼い始めたとき(ペットショップでの購入)
や人から譲り受けるなど犬を取得したときは登録が必要です
△狂犬病予防注射が済んだとき(注射済票の交付を受けた動物病院から発行される証明書を持参してください)
医師会所属の動物病院で接種した場合は手続き不要△犬の死亡や行方不明のとき(獣医師会所屬の動物病院で接種台帳から抹消する必要があります。電話のほか、市役所に名義変更をしてください)
△犬を譲渡したとき(譲渡したとき)

未登記家屋(登記をしていない家屋)の情報は、市の固定資産税台帳で管理されています。相続や売買、贈与などで所有者の変更をする場合、市への届け出が必要です。
※登記のある家屋の所有者変更は、法務局で所有権移転登記を行ってください
持つてくる物 ▷未登記家屋所有者変更申出書(実印を押印してください)△新旧の所有者の印鑑証明(相続による変更であれば、被相続人の印鑑証明は不要です)△売買・贈与などの場合は、契約書の

問い合わせ 環境課(☎④264) 未登記家屋の所有者変更手続き

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税しています。
家屋を取り壊した場合 12月31日までに家屋の一部または全部を取り壊した場合、年内に法務局で滅失登記をし、令和8年度の固定資産税台帳に登記がなされます。未登記家屋を取り壊した場合は、税務課へ届け出をしてください。なお、新增築の家屋評価の時に市職員が確認した場合は届け出不需要です。未登記家屋を取り壊したことや年内に登記を済ませることから削除する必要があります。

家屋を取り壊した場合 12月31日までに家屋の一部または全部を取り壊した場合、年内に法務局で滅失登記をし、令和8年度の固定資産税台帳に登記がなされます。未登記家屋を取り壊した場合は、税務課へ届け出をしてください。なお、新增築の家屋評価の時に市職員が確認した場合は届け出不需要です。未登記家屋を取り壊したことや年内に登記を済ませることから削除する必要があります。

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税しています。
家屋の取り壊し・用途変更に関する届け出 未登記家屋(登記をしていない家屋)の情報は、市の固定資産税台帳で管理されています。相続や売買、贈与などで所有者の変更をする場合、市への届け出が必要です。
※登記のある家屋の所有者変更は、法務局で所有権移転登記を行ってください
持つてくる物 ▷未登記家屋所有者変更申出書(実印を押印してください)△新旧の所有者の印鑑証明(相続による変更であれば、被相続人の印鑑証明は不要です)△売買・贈与などの場合は、契約書の

問い合わせ 税務課(☎④2836) 用途変更に関する届け出

写し△相続の場合は、遺産分割協議書の写しなど
その他 届け出用紙は税務課にあるほか、市ホームページ(下記2次元コードを読み取り)からもダウンロードできます

みんなで5ゼロアクション
～ふじおか5つのゼロ宣言～



暖かさを守りながら、冬の省エネを

寒さが厳しくなる12月。暖房の使用が増える季節ですが、少しの工夫で省エネにつなげることができます。

家の中の熱の約6割は窓などの開口部から逃げるとされているため、厚手で丈夫の長いカーテンを使用したり、断熱シートを貼るなどして、暖めた熱を逃がさないようにしましょう。エアコンのフィルターを掃除したり、サーキュレーターを併用するのも効果的です。

冬を快適に過ごしながら、無理なくできる省エネを心がけてみませんか。

問い合わせ 環境課(☎④2264)

その他 ▷登記の方法などに共通事項については、前橋地方法務局高崎支局へ問い合わせてください。市役所への届け出用紙は税務課にあるほか、市ホームページ(下記2次元コードを読み取り)からもダウンロードできます。

事業用償却資産の申告 令和8年1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人事業者は、必ず申告してください。なお、市では申告内容の調査を行っており、未申告資産を確認した場合

問い合わせ 税務課(☎④836)

その他 ▷登記の方法などに共通事項については、前橋地方法務局高崎支局へ問い合わせてください。市役所への届け出用紙は税務課にあるほか、市ホームページ(下記2次元コードを読み取り)からもダウンロードできます。

事業用償却資産の申告 令和8年1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人事業者は、必ず申告してください。なお、市では申告内容の調査を行っており、未申告資産を確認した場合

問い合わせ 税務課(☎④836)